

公立大学法人横浜市立大学競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る 経費の支出に関する取扱要領

制 定 令和3年10月1日
最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、「競争的研究費における制度改善について」（令和2年10月26日文部科学省事務連絡）及び公立大学法人横浜市立大学競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）における活用方針（令和3年3月23日策定。以下「活用方針」という。）を踏まえ、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究費 省庁等の公募により競争的に獲得される資金のうち、研究に係るものという。
- (2) エフォート 研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%）をいい、原則として5%から100%までの5%刻みの20段階で設定する。
- (3) 資金提供機関 研究資金を提供する機関をいう。
- (4) プロジェクト 研究以外の業務の代行に係る経費を支出する研究課題をいう。
- (5) PI プロジェクトの研究代表者をいう。
- (6) バイアウト PIが自らの研究時間を確保するために、当該PIが本来行う必要がある研究以外の業務（組織の管理運営事務を除く）を他者に代行させることをいう。

(対象事業)

第3条 競争的研究費のうち、資金提供機関がバイアウト経費の支出を認めた事業とする。ただし、競争的研究費以外の研究資金においても、資金提供機関が認めた場合はこの限りではない。

(対象者)

第4条 法人に所属するPIとする。ただし、プロジェクトの研究分担者においても、法人に所属し、かつ資金提供機関が認めた場合はこの限りではない。

(バイアウト経費の使途・活用策)

第5条 バイアウト経費については、活用方針に示された使途に活用するものとする。
(バイアウト経費の上限)

第6条 資金提供機関において定められている額かつ研究の遂行に支障を来さない範囲とする。

(バイアウトの期間)

第7条 バイアウトの期間は、プロジェクトの研究期間内とする。

(活用方針への合意)

第8条 PIが、活用方針に合意し、バイアウト経費の支出を希望する場合は、事前に調達・発注決定書を研究費担当課に提出しなければならない。

(事務手続の準用)

第9条 PIが、活用方針に示された経費の使途については、次の各号のいずれかに定めるところにより必要な事務手続を行うものとする。

- (1) TA(ティーチング・アシスタント)雇用費 横浜市立大学ティーチングアシスタント(TA)実施要項の例による。
- (2) 外部講師の招聘に係る謝金及び交通費 共通教養科目及び国際教養学部・国際商学部・理学部・データサイエンス学部専門科目外部ゲスト講師謝金・交通費に関する申し合わせ及び大学院科目外部ゲスト講師謝金・交通費に関する申し合わせ等の例による。
- (3) 非常勤講師の委嘱(授業等)に係る経費 横浜市立大学非常勤講師就業要綱及び横浜市立大学非常勤講師就業要綱細則の例による。

(エフォート確保のための措置)

第10条 所属長は、PIが研究活動に専念できるよう、PIが担当する当該プロジェクト以外の業務の軽減や業務の代替措置等、PIの研究エフォートを確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(資金提供機関への対応)

第11条 研究・产学連携推進センター長は、資金提供機関から求めがあった場合、必要な様式を当該資金提供機関に提出するものとする。

2 資金提供機関の公募要領や事務処理説明書等によりこの要領と別の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。